

平成28年2月23日

答申第677号

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者からの以前の開示の求めに対しNHKが開示した「平成20年度消費税確定申告書」について、「① 課税売上額等についての内訳（受信料収入、副次収入、財務収入、雑収入、土地売却収入等、② ①の金額と損益計算書金額との金額が不整合の要因が分かる内訳、③ 非課税売上額について申告金額が誤っているとするなら修正申告しなかった理由、④ 21年3月期に会計方針を変更し、受信料収入に計上しなかった金額25,887百万円と損益計算書の受信料収入の合計額が①の金額と整合しない理由」の開示の求めがあった。

NHKは、①は、経理に関する詳細な情報であって、開示することにより今後の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため開示することができないとした。

②は、文書が存在しないため開示することができないとした。なお、情報提供として①の課税売上額等には、国際放送関係交付金等の不課税売上等が含まれていないため、損益計算書とは一致しないことを説明した。

③は、申告金額に誤りはなく文書が存在しないため、開示することができないとした。

④は、文書が存在しないため開示することができないとした。なお、情報提供として、受信料については、平成20年度に未収金に係る長期未収の認定基準を見直したことにあわせて売上債権の確実性を確保する観点から、より収納の確実性の高いものについて収入に計上しており、これにより受信料及び未収受信料欠損償却費がそれぞれ25,887百万円減少していること、この受信料収入の計上方法の見直しに伴う影響額が25,887百万円であって、受信料収入に計上しなかった金額ではないこと、平成20年度決算において受信料収入として計上しなかった金額は、以前当該視聴者に開示した平成20年度末時点における未収期間1年以上の債権の総額であること、また、税務上は長期未収認定後1年が経過した債権を貸倒れ控除しており、損益計算書と課税売上（受信料収入）の金額は一致しないことを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、②、③および④は文書が存在しないため、いずれも開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、①は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、②、③および④は文書が存在しないため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

### 4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）

第692号諮問、審議、答申